

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成19年1月30日～3月1日(テンサイ1件、ダイズ1件、トウモロコシ1件、セイヨ
ウナタネ1件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成19年1月30日(火)～3月1日(木)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	2通
整理した意見数	2件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙) 「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
 (平成19年1月30日～3月1日(テンサイ1件、ダイズ1件、トウモロコシ1件、セイヨウナタネ1件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	<p>今回の申請案件はすべて、承認して欲しくありません。理由は、自然に既に存在している種と交雑する可能性が高い種ばかりだからです。遺伝子組換え作物を利用した食品、製品すべてに表示義務を課さないかぎり、消費者の選ぶ権利は保障されていません。一方的に有無を言わず、このような食品、製品を使うこと、また知らず知らずのうちに使わされることに憤りを感じます。すべてに表示義務を課し、EU並みの基準にしたいです。</p>	<p>今回、意見募集を行った4件のうち、交雑性の評価において交雑可能な近縁野生種が特定されたものはダイズだけです。また本組変えダイズについては、資料5「学識経験者の意見」の5頁にあるとおり、本組変えダイズがツルマメと交雑する可能性及び移入した核酸がツルマメ集団に低い割合にとどまらず拡散してゆく可能性は極めて低いとされており、「交雑性」において生物多様性影響が生ずるおそれはないと考えています。</p> <p>遺伝子組換え農作物の使用に当たっては、食品としての安全性に関しては「食品衛生法」、飼料としての安全性に関しては「飼料安全法」、生物多様性の確保に関しては「カルタヘナ法」に基づき、開発者等が使用するために申請したものについてそれぞれ科学的な評価を行い、その結果、問題がないもののみ流通や栽培が認められているところです。今回の第一種使用規程の承認申請は、上記に基づくものです。</p> <p>なお、食品としての安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品衛生法に基づき表示ルールが定められ、平成13年4月から義務化されています。したがって、今回の4種も含め、我が国で流通する可能性のある7種類の遺伝子組換え農産物と、これらを原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれらによって生じたたん白質が検出できるとされている32種類の加工食品群については、「遺伝子組換えである」等の表示が義務づけられています。また、表示が義務づけられる対象については、遺伝子組換え農産物の流通実態等を踏まえ、適</p>	1

			宜見直しを行うこととしています。	
2	セイヨウナタネについて	<p>本遺伝子組み換えセイヨウナタネが自生し交雑により生じた一代雑種が、一般品種よりも強健で、生育が旺盛になるおそれがあり、過去に承認された遺伝子組み換えセイヨウナタネよりも、逸出による遺伝的多様性をかく乱する可能性が大きいと思われる。遺伝子組換え体の交雑による一代雑種の利用は時期尚早と思います。本件は承認しない方が良く考えます。</p>	<p>当該セイヨウナタネの承認申請の単位は、従来のセイヨウナタネとの交配によって生じる後代品種も含まれており、交配により生じた後代系統も含め、生物多様性影響について評価が行われています。当該セイヨウナタネについては、後代品種における変異の幅を踏まえ、付与された除草剤耐性及び稔性回復性という形質によって、非組換えセイヨウナタネに比べ自然条件下での競合における優位性が高まることは考えにくいこと等から、生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であるとする学識経験者の意見をふまえ、非組換えセイヨウナタネ以上に当該セイヨウナタネが広がり、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、こぼれ落ちに由来すると考えられる野外に生育する遺伝子組換えセイヨウナタネの生育状況等を監視するための調査を実施しています（農林水産省：http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2004/0629.htm、環境省：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html）。また、農林水産省では、鹿島港周辺においてこれらセイヨウナタネの生育実態、推移について調査しており、これまでのところ生育地域が拡大するような傾向は認められていません（http://www.maff.go.jp/www/press/2006/20060718press_5.html）。</p>	1